

人工妊娠中絶実施報告票

(令和 年 月分)

(1) 人工妊娠中絶を受けた者 者の番号			(2) 人工妊娠中絶を受けた者 者の年齢	満 年
(3) 人工妊娠中絶を受けた者 者の居住地	県	郡 町	(4) 人工妊娠中絶を受けた者 者の妊娠週数	1 満7週以前 2 満8週～満11週 3 満12週～満15週 4 満16週～満19週 5 満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施し た月日	月	日	(6) 該当条文	1 14条1項1号 2 14条1項2号
(7) 人工妊娠中絶を受けた 理由	この為、今後妊娠を継続することにより母体の 健康を著しく害するおそれあるものと認む。			
(8) 人工妊娠中絶を受けた 者の社会保険適用の有 無	有 無	(9) 人工妊娠中絶を受けた 者の生活保護法による 医療扶助適用の有無	有 無	
(10) 人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無			有 無	
備 考				

日本産業規格A列5番

記載上の注意

- 1 手術による人工妊娠中絶の他、薬剤による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。
- 2 「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに手術を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。
- 3 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名及び市区町村名まで記入し、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 6 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となった事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
- 7 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠9週0日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤をさすものであること。

----- キリトリ -----

人工妊娠中絶実施報告票

(令和 年 月分)

(1) 人工妊娠中絶を受けた 者の番号			(2) 人工妊娠中絶を受けた 者の年齢	満 年
(3) 人工妊娠中絶を受けた 者の居住地	県	郡 町	(4) 人工妊娠中絶を受けた 者の妊娠週数	1 満7週以前 2 満8週～満11週 3 満12週～満15週 4 満16週～満19週 5 満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施し た月日	月	日	(6) 該当条文	1 14条1項1号 2 14条1項2号
(7) 人工妊娠中絶を受けた 理由	この為、今後妊娠を継続することにより母体の 健康を著しく害するおそれあるものと認む。			
(8) 人工妊娠中絶を受けた 者の社会保険適用の有 無	有 無	(9) 人工妊娠中絶を受けた 者の生活保護法による 医療扶助適用の有無	有 無	
(10) 人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無			有 無	
備 考				

日本産業規格A列5番

記載上の注意

- 1 手術による人工妊娠中絶の他、薬剤による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。
- 2 「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに手術を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。
- 3 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名及び市区町村名まで記入し、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 6 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となった事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
- 7 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠9週0日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤をさすものであること。